

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県立高等学校等の管 理運営に関する規則の一部 を改正する規則</p>	<p>令和3年度における夏期 休業日の特例を定めるため、 所要の改正をしようとする ものである。</p>	<p>1 令和3年度における夏期休業日の特例 県立中学校、県立高等学校及び県立高等養護学校の夏期休業日は、 令和3年度に限り、規則の規定にかかわらず、7月21日から9月12日 までとする。 (附則第10項関係)</p> <p>2 施行期日 公布の日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十二年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 10 中学校、高等学校及び特別支援学校（奈良県立高等養護学校に限る。）の夏期休業日は、令和三年度に限り、第十条第一項第三号の規定にかかわらず、七月二十一日から九月十二日までとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 ～ 9 略</p> <p>10 中学校、高等学校及び特別支援学校（奈良県立高等養護学校に限る。）の夏期休業日は、令和三年度に限り、第十条第一項第三号の規定にかかわらず、七月二十一日から九月十一日までとする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 ～ 9 略</p>

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための 県立高等学校等における夏期休業の延長について

令和3年8月27日 奈良県教育委員会

新型コロナウイルス感染症の「第5波」が続く中、全国的に新規感染者数が急速に増加し、これまでに経験したことのない感染拡大の局面を迎えており、本県においても嚴重な警戒が必要です。

このような状況を受け、県立の中学校、高等学校及び高等養護学校においては、夏期休業期間を従来の8月31日から、奈良県の緊急対処措置の実施期間に合わせて、9月12日まで延長します。

夏期休業延長期間	9月 1日(水)～9月12日(日)
登校開始	9月13日(月)

夏期休業の延長に係る留意事項

(1) 延長期間中の学習支援について

延長期間中においても生徒が在宅で学習に取り組むことができるよう、オンライン等で課題の配信や回収等を行います。

(2) 学校行事について

延長期間中に予定していた文化祭等の全学年での学校行事については、当面の間、延期します。一部学年での学校行事は、感染症対策を講じた上で、実施を可能とします。

(3) 部活動について

延長期間中の活動は不可とします。公式戦への参加は可能とします。